



2026年4月23日

各 位

住 所 東京都港区北青山二丁目 11 番 3 号  
会 社 名 株式会社 ネット  
代 表 者 名 代表取締役社長 岩 城 農  
(コード番号：3928)

問い合わせ先 取締役副社長 西村 拓也

### 譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 1. 処分の概要

(1) 払込期日	2026年5月22日
(2) 処分する株式の種類及び株式数	当社普通株式 120,000株
(3) 処分価額	1株につき280円
(4) 処分価額の総額	33,600,000円
(5) 割当予定先	取締役2名（※） 120,000株 ※ 監査等委員である取締役を除きます。

#### 2. 処分の目的及び理由

当社は、2020年3月26日開催の第14期定時株主総会において、当社の監査等委員である取締役以外の取締役（以下「対象取締役」といいます。）に対して、譲渡制限付株式報酬制度を導入いたしました。そして、2021年2月26日開催の取締役会において、対象取締役に対して、より一層の当社の中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆さまとの価値共有、すなわち対象取締役のオーナーシップの醸成をより一層を進めることを目的として、対象取締役を対象とする譲渡制限付株式報酬制度を改定することを決議し（以下、改定後の譲渡制限付株式報酬制度を「本制度」といいます。）、また、2021年3月25日開催の第15期定時株主総会において、本制度に関する報酬等に関し、既存の金銭報酬枠とは別枠で、本制度に基づく報酬等として発行又は処分される当社の普通株式の総額を年額200,000千円以内とすること、その総数を100千株以内とすること、及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間は5年以内で当社の取締役会が定める期間とすることにつき、ご承認をいただいております。

なお、本制度の概要については、以下のとおりです。

#### <本制度の概要>

対象取締役は、本制度に基づき、対象取締役の報酬等として金銭の払込み若しくは現物出資財産の給付は要せず当社の普通株式の発行若しくは処分を受けるか、又は、当社より支給された金銭報酬債

権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行又は処分を受けることとなります。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と割当てを受ける対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

- ① あらかじめ定められた期間、割当てを受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること

その上で、今般、当社は、本日開催の取締役会の決議により、対象取締役2名に対し、本制度の目的、各対象取締役の職責の範囲その他諸般の事情を勘案し、金銭報酬債権合計33,600,000円（以下「本金銭報酬債権」といいます。）と引換えに、当社の普通株式120,000株（以下「本割当株式」といいます。）を処分することを決議いたしました。

#### <譲渡制限付株式割当契約の概要>

本自己株式処分に伴い、当社と対象取締役は個別に譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結いたします。その概要は以下のとおりです。

##### （1）譲渡制限期間

対象取締役は、2026年5月22日（払込期日）から2030年5月22日までの間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

##### （2）譲渡制限の解除条件

対象取締役が譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社子会社の取締役の地位にあったことを条件として、譲渡制限期間満了日において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、譲渡制限期間中に任期満了、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由により当社又は当社子会社の地位を喪失した場合、当該喪失の日の翌日をもって、払込期日を含む月の翌月から当該退任の日を含む月までの月数を48で除した数（ただし、計算の結果1を超える場合には1とする。）に、本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、譲渡制限を解除する。

##### （3）当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点、又は、譲渡制限期間中に対象取締役が当社又は当社の子会社の取締役の地位を喪失した直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

##### （4）株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

##### （5）組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、払込期日を含む月の翌月から組織再編等承認日を含む月までの

月数を48で除した数（ただし、計算の結果、1を超える場合には1とする。）に、当該時点において対象取締役が保有する本割当株式数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本割当株式につき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

### 3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、本制度に基づき割当予定先に支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものであり、その払込金額は、恣意性を排除した価額とするため、2026年4月22日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である280円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、対象取締役にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以上